

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害リスク

(洪水 : ハザードマップ)

広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び広島市が公表している「広島市洪水ハザードマップ」によると、当商工会が立地する地域において、概ね 200 年に 1 回起こる大雨で、太田川流域において 2 日間の総雨量 396 mm の降雨があり、太田川が氾濫した場合、また、概ね 50 年に 1 回起こる大雨で、安川流域において 1 日間の総雨量が 265 mm の降雨があり、安川が氾濫した場合を想定している。

◆広島市洪水ハザードマップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigainfo/17890.html>

◆洪水ポータルひろしま

<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal//top.aspx>

◆太田川河川事務所HP

<http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/bousai/flood2/flood2.html>

◆広島県河川課HP

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/shinsou.html>

(浸水 (内水) : ハザードマップ)

広島市が公表している「広島市浸水 (内水) ハザードマップ」によると、過去最大降雨と同様な雨が、当商工会が立地する地域に一律に降った場合の浸水を想定している。過去最大降雨とは明治 21 年以降、広島地方気象台等の公の機関が観測しているデータの中で最大のものであり、その降雨量は 1 時間雨量 121 mm である。

◆浸水 (内水)

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/gesuido/2779.html>

(土砂災害 : ハザードマップ)

広島県の「土砂災害ポータルひろしま」及び広島市の「土砂災害ハザードマップ」によると、祇園、山本、春日野、長東西エリアは、土砂災害警戒区域等に指定されている急傾斜地等が多く、がけ崩れや土石流の災害が生じる恐れがある。

◆広島市土砂災害ハザードマップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigainfo/2663.html>

◆広島県土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx>

(地震 : 防災マップ)

広島市の地震被害想定「安佐南区の想定結果概要」によると南海トラフ地震発生時における津波による被害はないが、液状化危険度面積は 4.3% で建物被害が予想される。

広島市地震防災マップによると、広島市に大きな影響を与えると想定される 6 つの地震は以下の通りである。

- (1) 南海トラフ巨大地震
- (2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震
- (3) 五日市断層による地震
- (4) 己斐～広島西縁断層帯による地震
- (5) 岩国断層帯による地震
- (6) 広島湾～岩国沖断層帯による地震

このうち(3)(4)は最大震度 6 強、(1)(2)(6)は最大震度は 6 弱、(5)は最大震度 5 強の想定となってい

◆広島市地震防災マップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/484.html>

◆広島市の地震被害想定「安佐南区の想定結果概要」

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/54873.pdf>

(その他)

祇園地区の中でも、山本地区は、昔から土砂災害が頻繁に発生している。 広島市安佐南区自主防災会連合会発刊の記録によると、古くは 1850 年（嘉永 3 年）に豪雨による山崩れが発生、その後の 1905 年（明治 38 年）にも豪雨による山崩れが発生している。

土砂災害の中でも 1926 年（大正 15 年）の水害では、降雨量は 340 mm を示し、一大音量とともに山津波が発生している。 この災害で溺死者 24 名、流失家屋 21 戸、山崩れは 4 か所あったとされている。 また、平成 26 年 8 月広島土砂災害では、幼い人命 2 名が失われている。

(2) 商工業者の状況

①経済センサスからの事業者数

(表 1) 祇園町商工会地域の商工業者数等

商工業者数	1,961 者（平成 26 年経済センサス）
小規模事業者数	1,470 者（平成 26 年経済センサス）
会員数	852 者（令和 2 年 9 月 30 日現在）

②当会の会員における業種別の商工業者

(表 2) 令和 2 年 9 月 30 日現在

商工業者等数	
建設業	221
製造業	63
卸売業	24
小売業	102
飲食業	73
サービス業	215
その他	154
計	852

(3) これまでの取組

1) 広島市の取組

①防災計画等の策定状況

・広島市危機管理計画

（地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、事件・事故等対応計画）

・広島市地域強靭化計画

②防災訓練の実施

- ・個別訓練の実施
- ・広島市総合防災訓練の実施
- ・区防災訓練の実施
- ・学校での避難確保計画の作成及び防災訓練の実施

③防災備品の備蓄

平成 25 年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難者のうち、避難所滞在者、約 12 万 1 千人を対象として、生命の維持や人間の尊厳性を確保するため、1 日分の食料・生活必需品等を備蓄している。
2 日以降は、県や被災地外から調達することとする。

2) 祇園町商工会の取組み

- ①BCP マニュアル策定
- ②危機管理マニュアル策定
- ③広島県中小企業共済協同組合と連携した火災共済等の加入促進
- ④安佐地区商工会共同講習会「テーマ：防災・減災と BCP」へ参加協力
- ⑤LINEWORKS（非常時連絡網）の活用

II 課題

平成 26 年 8 月 20 日の広島土砂災害では 45 事業所が被災し、甚大な被害を受けた。

被災した事業者とて、見舞金・義援金のみでは事業再開するには不十分であり、自己資金の取り崩しや借入金等で対応せざるを得ない状況であった。

近年、大小に限らず、災害が頻発しており、年々災害リスクに対する認識が高まっているが、ひとたび災害が起こった時の体制等が確立されておらず、事業者にとっては BCP マニュアル策定等が急務である。

当商工会においても、災害時の具体的な運用ができていないため、商工会 BCP マニュアル、危機管理マニュアルに基づく体制づくりが必要である。

III 目標

- ・管内エリアの小規模事業者に災害リスクの重要性、事前対策の必要性を認識させる。
- ・自然災害のリスクに対応するため、損害保険の加入促進を図る。
- ・発生時の連絡調整を円滑に行うため、当会、当市の間の被害状況報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかに復興支援策を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業所 BCP 作成支援を行う。

【成果目標】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
支援対象事業者数	6 者	8 者	8 者	10 者	10 者
BCP 作成事業者数	3 者	4 者	5 者	8 者	8 者

支援対象事業者数及び BCP 作成事業者数は、災害が少ない当地域の状況を考慮した。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

<1. 事前対策>

- ・当会では、平成26年8月の広島土砂災害で多くの事業者が被災したことから、多発する自然災害等による様々なリスクから経営を守るために事業継続支援を行う。
- ・令和2年度に策定した「祇園町商工会事業継続計画（B C Pマニュアル）」について、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく対策に取り組めるようにする。
- ・会報、ホームページ、S N S等を通じ、施策の紹介、リスク対応、損害保険の必要性等の広報を行う。
- ・事業継続の取組みについて、専門家を招き、小規模事業者に防災に関するセミナーを開催して防災意識を啓発する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導相談時及び窓口相談時に、ハザードマップ等を用いて、事業所立地場所の自然等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険、共済加入等）について説明する。
- ・商工会会報誌、広島市広報、ホームページ等により、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続計画に積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業者B C P（取組可能な簡易なものも含む）の策定を実効性あるものにするため、効果的な指導、助言を行う。
- ・事業継続計画の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対し、事業継続に係るセミナー、行政の施策の紹介、損害保険等の紹介を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、自らの事業継続計画を作成し、商工会 자체が被災した際でも、即時に地域小規模事業者の支援ができるよう備える。
- ・内容は、別添「祇園町商工会事業継続計画（B C Pマニュアル）」の通り。

3) 関係団体等との連携

- ・広島県中小企業共済及び全国商工会連合会が協定を結んだ損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業以外をも対象にした普及啓発セミナーや各種保険の紹介等を実施する。

4) フォローアップ

- ・当会及び当市、市内他商工会等と必要に応じて、状況確認や改善点等について協議する。

【目標数値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
BCP 支援事業者	3者	4者	6者	8者	8者
フォローアップ数	6回以上	8回以上	12回以上	16回以上	18回以上

支援対象事業者数及びフォローアップ数は、災害が少ない当地域の状況を考慮した。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、各関係機関との連絡ルートの確認等を行う。
- ・訓練は、祇園町商工会事業継続計画（B C Pマニュアル）に沿って実施する

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。
- その上で、BCPマニュアルをもとに下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

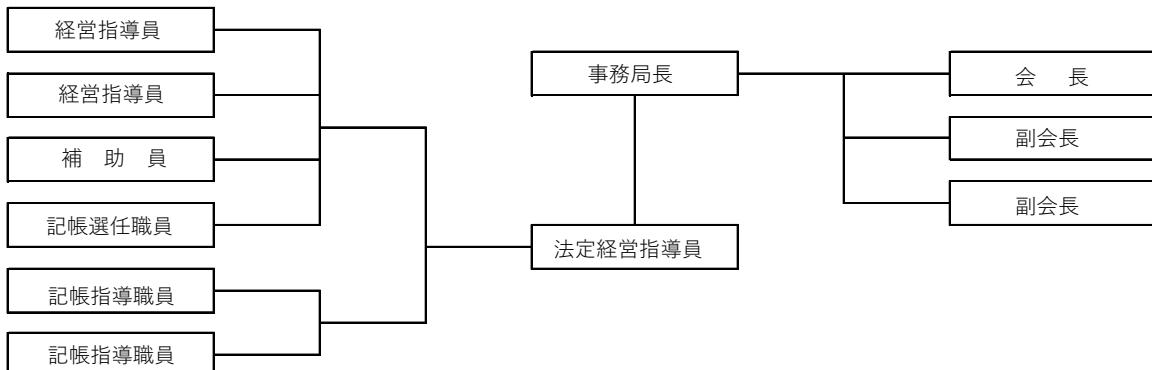
1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 24 時間以内に全職員の安否報告を行う。
- ・祇園町商工会事業継続計画（BCPマニュアル）に記載のとおり、LINEWORKS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等の情報を当会と広島市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と広島市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、14 日以内に情報共有する。
- ・職員に対しての事務連絡は、次の非常時連絡網で、①LINEWORKS ②電話 ③メール等で情報伝達を行う。

【職員非常時緊急連絡網】



【被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業者で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・当地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・当地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

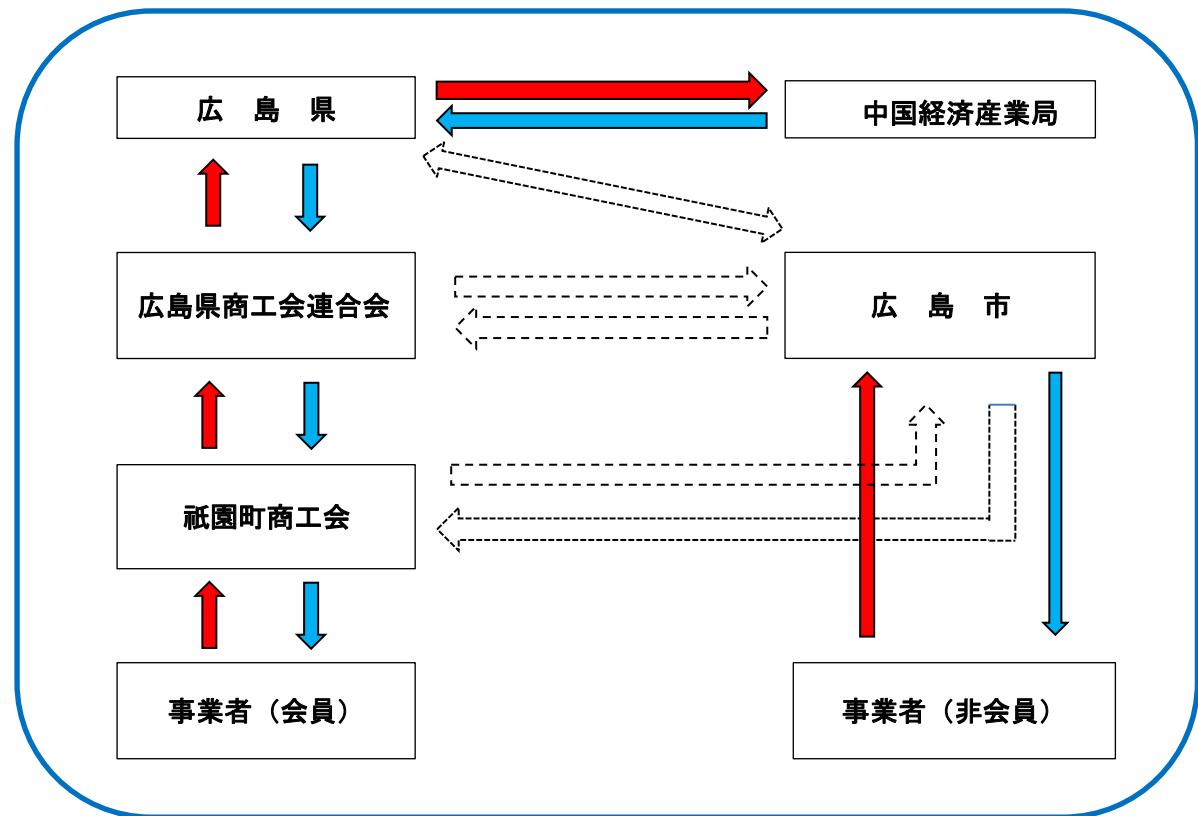
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当商工会と広島市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回情報共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上情報共有する
1ヶ月以降	2週間に1回以上情報共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と広島市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、広島市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・下図の流れ情報共有又は報告を行う。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、広島市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所に相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者支援施策（国や広島県、広島市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・広島市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や広島市、広島県商工会連合会及び全国商工会連合会等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
	(令和4年6月現在)
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
<p>祇園町商工会 事務局長</p> <p>祇園町商工会 経営指導員</p>	<p>連携 連絡調整</p> <p>広島市 経済観光局 産業振興部長</p> <p>広島市 経済観光局 産業振興部 商業振興課</p> <p>確認 連携</p> <p>広島市 危機管理室</p>
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員等の氏名、連絡先 経営指導員 三谷 良史（祇園町商工会 TEL 082-875-3476）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組みの企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会、関係市町連絡先	
①祇園町商工会 〒731-0138 広島県広島市安佐南区祇園2丁目48-7 安佐南区役所祇園出張所2階 TEL 082-875-3476 FAX 082-875-6245 E-mail:gion@hint.or.jp	
②広島市経済観光局 産業振興部 商業振興課 広島県広島市中区国泰寺町1丁目6-34 TEL 082-504-2236 FAX 082-504-2259 Email:syogyo@city.hiroshima.lg.jp	
※その他 上記内容に変更が生じた場合、速やかに県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	650	650	650	650	650
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	180	180	180	180	180
・パンフ・チラシ作製費	150	150	150	150	150
・チラシ等郵送料	150	150	150	150	150
・委員会運営費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
① 補助金等収入（広島県、広島市、国）
② 会費収入
③ 特別賦課金
④ 受託料、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
該当なし	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	